

健介保第486号
平成25年6月27日

運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所管理者 様
介護保険施設施設長 様
地域密着型介護老人福祉施設施設長 様
地域包括支援センター 代表者 様

横浜市健康福祉局長 岡田 輝彦

認定調査の適正な実施について（通知）

日頃から、介護保険制度の実施に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、本市が認定調査を委託した法人所属の調査員が、不適切な調査を行ったことが判明し、報道発表するに至りました。（別添記者発表資料参照。）

不適切な調査に関しては、主に次の3点となります。

- 1 受託した法人所属でない者を調査に同行させ、調査の様子を見学させたこと。
- 2 受託した法人所属でない者に調査を行わせたこと。
- 3 受託した法人所属でない者に調査対象者の個人情報を知得させたこと。

認定調査は、介護保険制度の根幹を支える非常に重要な役割を担っていることを充分認識のうえ行う必要があります。今回の事件により、本市の介護保険制度の運用に対して、市民の皆様の信用を失墜させる結果となり、誠に遺憾であります。

つきましては、適切な認定調査の重要性について、貴事業所に所属し認定調査に現に従事している、又は従事予定の介護支援専門員に対して、周知・指導くださいますよう、格段の御配慮をお願いします。

担当 介護保険課 遠藤、菅野（かんの）
電話 671-4256

委託先調査員による不適切な介護保険認定調査

1 概要

介護保険認定調査（※1）の一部は、本市が公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（以下、「振興会」）に委託（※2）して実施しています。

この度、振興会所属の調査員A（男性）が、振興会に所属していないB（女性）（介護支援専門員の資格は有り）を研修と位置付けて無断で同行させ、8人の被保険者宅を訪問し、そのうち5人はBが調査に同席、残る3人はBが調査まで行っていたという、委託契約に反した不適切な認定調査の事実が判明しました。

（※1）要介護認定申請をされた方に対して、その方に直接面談して厚生労働省の基準に基づく心身の状況を調査することです。

（※2）介護保険法において、市町村の事務の一部を適正に実施することが認められる法人を都道府県が指定し、市町村は当該法人に認定調査事務を委託することができることと定められています。法人が認定調査をする際は、介護支援専門員の資格を有し、必要な研修を受講した者等が調査にあたります。

2 経過

- H25. 4. 28 調査員AがBを連れて8人の被保険者宅を訪問し、認定調査を行う。
- H25. 5. 14 4月28日に認定調査を受けた被保険者のご家族から「2人の調査員が訪問し、1人（男性）は玄関先におり、もう1人の女性が調査を行ったが、この女性の調査員の物言いが配慮に欠けていた。」との苦情が港北区高齢・障害支援課に寄せられた。同日、区から振興会に苦情内容を連絡。
- H25. 5. 17 連絡を受けた振興会は、調査を担当したA（男性）に対して事情調査を行ったが、Aは1人で調査を行ったという報告をしたため、その旨を港北区高齢・障害支援課へ報告。
- H25. 5. 20 この報告を受けた港北区高齢・障害支援課は、振興会の「1人で行った。」という報告事項を、苦情を申し出た方へ連絡するが、調査したのは男性でなく、女性であることを強く主張されたので、同区介護保険担当係長がご自宅を訪問して、お話をお聴きすることとしました。
- H25. 5. 22 港北区の係長が自宅を訪問し、振興会所属でないB（女性）が調査を行ったことが分かったため、調査を区役所職員によってやり直すこととしました。
- H25. 5. 23 港北区職員による再調査
（Bは3人の調査をしたので、残る2人の方も、後日再調査実施予定）
- H25. 5. 24 港北区高齢・障害支援課からの再連絡を受けて、振興会は改めてAに連絡して事情聴取した結果、Bを同行させたことを認める。同日、振興会から区に状況を報告。その後、区から健康福祉局介護保険課へ連絡。
- H25. 5. 27 Bを呼び出し、健康福祉局介護保険課及び港北区高齢・障害支援課にて、詳しい事情聴取を行う。
AとBの供述内容に間違いがないかの確認を8人の被保険者の方々へ行うように、本市から振興会に指示しました。
- H25. 5. 28 振興会から8人の被保険者に事実関係の再確認。
- H25. 5. 29 健康福祉局介護保険課から8人の方々に不適切な認定調査について謝罪。

【裏面あり】

3 再発防止策

振興会に対して、無関係な者が調査に関与しないように、同会所属である旨を証する顔写真付きの証明書を提示のうえ、調査を行うことを徹底しました。また、その調査手順についても、事前に被保険者の方へ申請時に連絡するよう指示しました。

これを確実にするため、振興会において、所属する全調査員に対して、振興会所属でない者を調査に同行させたり、又は調査させたりすることが絶対にならないように、厳重な注意を行うことを指示しました。

お問い合わせ先		
健康福祉局介護保険課長	星 信行	Tel 045-671-4250
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会認定調査課長	富井 久雄	Tel 045-662-9530